

令和4年7月30日

大学拳法部 関係各位

西日本学生拳法連盟
会長 藤川良典

「日本拳法西日本連盟の見解」を受けて

日本拳法西日本連盟 会長、全日本学生拳法連盟 常任顧問 山本隆造氏より西日本学生拳法連盟に別添「日本拳法西日本連盟の見解」が送付されてまいりました。

本件を看過できない案件として西日本学生拳法連盟は、東日本学生拳法連盟と中部日本学生拳法連盟と緊密に連携、情報交換を経て、「全日本学生拳法連盟としては、どこまでも中立公平を保つが学連加盟団体や選手・指導者に対して一切の不利益も看過せず是正を求める」ことが確認されました。

既に西日本学連としての方針は昨年4月に日本拳法各競技団体に送付しています。

それには、山本氏側・茂野氏側の双方の立場を尊重し、また双方の権利も担保し、あくまでも中立公平の立場で、個々の案件については是々非々で対応することが理事会で決議されていることを表明しました。

更に本議決は東日本学連・中部日本学連とも連動した対応方針とされています。

私達が結論付けし検証すべきことではありませんが、日本拳法会の虚偽決算や、総合選手権の剰余金隠蔽などコンプライアンス（法令遵守）上の諸問題について、山本氏側と茂野氏側で公開討論会を開催して、お互いの主張を堂々と発表して白日の下で聴衆者に判断を委ねてはいかがかと考えています。

また、関係各位より頂戴している意見の中で「学連は中立公平を担保すると表明しているが、西日本連盟の昇段級審査会の審判派遣依頼がなされている事実に対して、学連関連大会の審判派遣依頼は高氏に一括依頼し、西日本連盟審判団へ依頼していない明確な理由を提示して欲しい」とあります。

この問題も、まずは西日本学連で調整して、その後に東日本学連・中部日本学連との統一見解を発表します。

昇段級審査会受験については、西日本学連として何かを強要したことはありません。あくまでも指導者・受験者の選択肢を尊重して参りました。

しかし、日本拳法会の第3回昇段級審査会では、特別処置が発せられました。この処置は今年度に限るとされていましたが、選手への救済措置が目的ならば、継続して施行し選手の選択の自由を担保すべきであり、日々懸命に修練している指導者、選手の心の負担軽減を日本拳法会には要望します。

大学指導者、選手の皆さん方は、良心にしたがって自由に判断、行動してください。

一部の人間の権威権力で皆様方の権利が侵されることはありませんので安心してください。学生拳法連盟は皆さんに何かを強制や強要することは一切ありません。何か不安や質問があれば遠慮なく学連事務所に連絡してください。また、皆さんの大学拳法部や個人に不利益が生じた場合は申し出てください。

学生拳法連盟理事会一同は、学生皆さまを守り支えます。

以上